

○議長（石川光次郎君） 日程第二、議第四百四十三号議案ないし議第六百六十二号議案、議第七十号議案、議第七十一号議案及び報告第四十二号ないし報告第五十三号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

質疑、質問は順序に従い許します。十四番遠藤伸幸君。

〔十四番 遠藤伸幸君登壇〕

○十四番（遠藤伸幸君） おはようございます。公明党県議団の遠藤伸幸です。初当選以来九度目の一般質問の機会を頂きました。議長のお許しを頂きましたので、大綱四点にわたり質問させていただきます。

大綱第一点目、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

初めに、この感染症でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本県で新型コロナウイルスの感染患者が確認されてから、一年四か月近くが経過しました。この間、感染の大波は何度も本県を襲い、今年三月には一日の新規感染者が二百人に達するなど、極めて厳しい状況となり、県独自の緊急事態宣言の発出や全国初となる、まん延防止等重点措置の適用に至りました。しかし、感染拡大防止への県民の御協力や医療従事者の皆様の御尽力のおかげで感染状況は落ち着いてきており、六月十三日をもって緊急事態宣言並びに飲食店への営業時間短縮要請は解除されました。こうした中、感染収束の切り札となるワクチンの接種が本格化しています。政府は、一日百万回の接種と高齢者接種の七月中の完了という従来の目標に加え、先般新たに十月から十一月までに希望する全ての国民の接種を終えるとの目標を示すなど、ワクチン接種の加速化に総力を挙げております。本県でも、昨日までに医療従事者の九割以上が二回目の接種を終え、高齢者も五割の人が一回目の接種を終えております。二十一日からは職域接種もスタートし、県内では三十六か所で実施する予定だと伺っております。今後六十四歳以下の現役世代の接種が本格化しますが、一日も早い感染の収束と経済の再生へ接種の更なる加速化への取組が必要です。

まず、本県のワクチンの接種状況について、知事はどのように受け止めているか。

また、希望する全県民の接種完了時期をいつ頃に定め、どのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

次に、県が東北大学と仙台市との連携の下で仙台駅東口に設置した大規模接種センターについて伺います。

本県の大規模接種センターは、東京都と大阪府に設けられた自衛隊による大規模接種センターと同じ五月二十四日に接種を開始しており、全国でも最速の設置となりました。利用した県民からは、非常にスムーズで迷うことがなかったと好評の声を頂いております。公明党県議団としても五月上旬に行った緊急要望の中で、大規模接種センターの設置を求めましたが、県のスピーディーな対応を高く評価したいと思います。大規模接種センターでは、当初仙台市の高齢者を対象としてスタートしましたが、六月十三日からは他市町村の高齢者の受入れを始めました。予約が埋まらない部分については保育士や介護職員、警察官、教員などに接種を促すなどの取組を行っていると聞いていますが、これまでの実績や今後の対応について伺います。

さて、今後は六十四歳以下の接種が本格化しますが、アクセスに優れた大規模接種センターでのニーズが高まることが予想されます。働く方々がより利用しやすいよう、開設時間を夜間まで延長したり、平日夜間と休日に限定した接種センターを追加で開設したりするなど検討すべきと思います。ワクチン接種の加速化に向けた大規模接種センターの今後の運用方針についてお聞かせください。

次に、児童生徒のワクチン接種について伺います。

五月十二日にファイザー製のワクチンの対象が十六歳以上から十二歳以上に引き上げられたことを受け、全国では夏休みを利用して中学生や高校生を対象に学校での集団接種を検討する自治体もあると聞いております。これについて、昨日、文部科学省から通知が届いたと聞いておりますが、本県では児童生徒に対するワクチン接種について、どのようにお考えでしょうか。

また、学校において、ワクチン接種の有無に起因する差別やいじめは決してあってはならず、十分に配慮して指導を行う必要があると思いますが、御所見を伺います。

次に、感染再拡大の防止対策について伺います。

今年の三・一一後の本県での感染の急増や、五月のゴールデンウィーク明けの北海道や沖縄県での感染拡大を踏まえれば、大きなイベントや長期休暇の際は感染拡大のリスクが高まることは明らかであります。一か月後から始まるオリンピック期間中は、特

に警戒すべき時期であることは言うまでもありません。オリンピックの競技自体は選手や関係者と外部を遮断するバブル方式を採用し感染防止に万全を期していますが、オリンピックの観戦を契機として人の集まりが増大すれば、新型コロナウイルスの感染再拡大の引き金になる恐れがあります。現状、リバウンド防止徹底期間は七月十一日までとなっておりますが、七月二十三日からのオリンピック期間中の感染拡大防止対策、人流抑制対策についてはどうお考えか、伺います。

次に、新型コロナウイルスの後遺症対策について伺います。

四月の議員全員協議会でも取り上げましたが、コロナ療養後に後遺症に苦しむ人が数多くおります。先日、今年三月に罹患した方からお話を伺う機会がありました。療養中は軽症だったものの、いまだに味覚と嗅覚が戻っておらず、だるさも抜けず、何をすることも非常に疲れやすくなっている、とのことでした。職場でそのことを話したところ「それは怠け病と言うんだ」と言われたそうで、なかなか周囲に分かってもらえないつらさを訴えておられました。東京都内でコロナ後遺症専門外来を設け、これまで一千五百人以上の患者を見てきた医師によると、倦怠感がある状態で無理をするとSARS流行の後にも多発した筋痛性脳脊髄炎・慢性疲労症候群を発症し、寝たきり状態になる人もいるとのこと。コロナ療養後、倦怠感等があるのであれば無理をしない、させないことが重要であることをしっかりと啓発していく必要があると思います。また、本県では後遺症の相談には保健所で対応しているとのことですが、よりアクセスしやすい窓口としていく観点から、二十四時間対応の受診・相談センターでも後遺症の相談を受け付け、一人で悩まないよう呼びかけてはどうかと思います。新型コロナウイルスの後遺症に関する普及啓発と相談窓口の整備について御所見を伺います。

次に、救急医療に関して伺います。

高齢化に伴い右肩上がりが増えてきた救急出動件数は、昨年は全国で七十万六千三百七十七件減少、前年比一〇・六％減となりました。出動件数が減少したのは十二年ぶりです。本県でも出動は一万二千二百六十件減り、前年比一〇・八％減となりました。消防庁ではコロナ禍に伴う衛生意識の向上や外出自粛により、急病や交通事故及び一般負傷の減少につながったのではないかと分析しています。私はこれに加えて、全国でコロナ対応のための二十四時間のコールセンターが設けられ、周知徹底されたことも影響

したのではないかと考えております。重症や中等症の搬送件数はそれほど減っていないのに対し、軽症は大きく減っているからです。症状があったらまず電話で相談できる環境が整っていたために、軽症者によるむやみな救急車利用の抑制につながったと考えられます。

さて、救急車を呼ぶかどうか、病院に行くかどうか迷ったときに電話で専門家に相談できるサービスとして、本県でも二〇一七年から導入している救急電話相談#七一九があります。総務省は今年一月、コロナ禍を契機とした新たな生活様式にも合致したサービスとしてニーズが高まっているとして全国展開を図る方針を決定し、今年度から実施団体に対して特別交付税措置を講じております。本県でも事業費の半額分が国から交付されるようになりました。本県の#七一九は、まだ二十四時間体制ではなく、平日夜間と土日に限定されておりますが、今回の特別交付税措置の創設を契機に新年度から二十四時間体制での実施を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

コロナ対応の受診・相談センターは感染の収束に伴い、いずれ廃止されることになると思いますが、症状があれば日中も含め二十四時間いつでも気軽に電話で相談できる環境は、たとえかかりつけ医がいる県民であってもニーズが高いと思います。#七一九の二十四時間体制化をぜひ早期に実現していただきたいと思いますが、知事の前向きな答弁を期待します。

大綱二点目、少子化対策と若者支援について伺います。

コロナ禍は結婚、妊娠・出産、子育ての当事者に多大な影響を与えております。コロナ禍以降、結婚を先送りしたり、妊娠を控えたりした人が多く、出生数にも影響が出ております。政府の人口動態調査によると、おとし二〇一九年の出生数は八十六万五千二百三十九人で初めて九十万人割れし八十六万ショックと呼ばれましたが、昨年二〇二〇年は八十四万八千三百三十二人と更に二・八%減少、今年一月から三月までの出生数は、対前年比で九・二%も落ち込み、二〇二一年の出生数は七十七万人台になるのではないかと試算も出ております。国立社会保障・人口問題研究所の二〇一七年の推計によると、出生数が八十万人を割るのは二〇三〇年と予想されていました。もし今年八十万人を割れば、少子化が約十年前倒しで進んだこととなります。本県でも少子化の進行はまさに危機的な状況であります。県としてこの状況をどのように受け止め、今後どう少子

化に歯止めをかけていくのか、知事のお考えをお聞きます。

その上で具体的対策について、特に結婚支援を中心にお聞きます。

我が県の婚姻件数は二〇一九年に一万七十二件でありましたが、昨年二〇二〇年は八千九百二十一件と一一％減少しました。コロナ禍による経済的打撃や将来不安が大きく影響していることは間違いありません。国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、十八歳から三十四歳の未婚の男女のうち、いずれは結婚しようとする人は九割弱で推移する一方、結婚できない理由としては「適当な相手に巡り会わない」が最も多く、次いで「結婚資金が足りない」が挙げられています。また、結婚の意志のある人に、一年以内に結婚するとしたら何か障害になることがあるかを聞いたところ、「障害になることがある」と答えた人が約七割で、その障害として最も多く挙げられたのが「結婚資金」で四割超を占めました。本県ではこれまで結婚支援策としては、二〇一六年度にみやぎ青年婚活サポートセンターを設置し、出会いを希望する方々を支援してきており、今年度からは新たにAIによるマッチングシステムを使った婚活支援を行うと伺っております。その成果に大いに期待するものでありますが、コロナ禍による影響を踏まえ、これまでの出会いの機会創出に加えて、結婚を後押しする経済的な支援に一歩踏み出す必要があるのではないかと考えます。国は二〇一六年度から結婚に伴う住居費や引越費費用などを補助する市町村に対して経費の二分の一を補助する結婚新生活支援事業を開始しており、本県でも五市町が実施しております。コロナ禍を受け、今年度から年齢・年収要件が緩和されるとともに、新たに都道府県主導型市町村連携コースが設けられ、この事業を都道府県が主導して拡大していく場合には、市町村への補助率を二分の一から三分の二に引き上げ、そして希望世帯への補助額も最大三十万円から六十万円に倍増されることとなりました。この都道府県主導型市町村連携コースは、今年度はモデル的に十二都道府県で実施されておりますが、本県でも来年度からの実施を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、結婚を社会全体で応援する観点から、新婚世帯や結婚予定のカップルが買物などで割引や様々な特典を受けられる結婚応援パスポート事業を展開する都道府県も増えております。さきに挙げた結婚新生活支援事業は対象者がいる程度限られますが、この結婚パスポート事業は対象者を幅広くカバーし、結婚の機運を醸成する効果がありま

す。東北では岩手県と秋田県が実施しております。制度を全国に先駆けて二〇一六年に導入した群馬県では累計三万九千枚発行され、協賛店は約一千五百店に達し、好評を博しております。昨年十一月からは同様のパスポートを導入している茨城県、栃木県と連携して、県を越えた相互利用も可能となりました。また東京都も今年三月からT O K Y Oふたり結婚応援パスポートの交付をスタートしました。本県では、子育て世代を応援するみやぎ子育て支援パスポートを発行しておりますが、結婚を応援するパスポートも導入すべきと考えますが、御所見を伺います。

次に、若い世代の経済的負担を減らすとともに、地方への就職や移住・定住を促進する取組として導入が広がる奨学金の返還支援制度について伺います。

日本学生支援機構によると、返済が必要な貸与型奨学金の利用は約百二十九万人で、学生の二・七人に一人が利用しています。大学生一人当たりの平均貸与額は第一種が無利子が二百四十一万円、有利子の第二種が三百四十三万円に上り、その返済に苦勞する人も少なくありません。奨学金利用者の負担軽減に向け、自治体や企業が返済の一部を肩代わりする制度が二〇一五年度から実施されています。これは一定期間定住して就職するなどの条件を満たせば、奨学金返済の補助金を受けられるというもので、地方への若者の移住を促し地域産業の人材を確保する狙いもあります。自治体と地元産業界が財源となる基金をつくることを条件に、国が自治体の負担分の二分の一を特別交付税措置で支援するという枠組みでスタートしましたが、昨年六月にはこの制度が拡充され、市町村は基金の設置が不要となり、国庫補助が二分の一から全額補助に拡大。都道府県については制度の広報経費が国庫補助対象となりました。内閣府によると、昨年六月現在で三十二府県、四百二十三市町村がこの奨学金返還支援制度を実施しており、例えば秋田県では民間企業就職者のほぼ全員を対象に、三年間で最大六十万円を補助する制度を実施し、若者の県内定着に一定の成果を上げております。しかし、本県で奨学金返還支援を実施しているのは、石巻市と仙台市の二市にとどまっております。奨学金返還支援に対する若者の関心は高く、宮城県でもぜひ利用できるようにしてほしいとの声も多く頂いております。まずは国庫補助が大きく拡充された市町村に制度の導入を促していただきたいと思います。いかがでしょうか。また、他県では奨学金の返還支援制度を設けている中小企業に対して助成を行っている県もあります。今年四月から企業が社員に

代わって、日本学生支援機構に直接返済できる代理返還制度が導入され、返還額を損金算入できるようになり、企業がより導入しやすくなりましたので、県として企業による返還支援を後押しする制度もぜひ検討していただきたいと思いますが、御所見を伺います。

大綱三点目、水道三事業のみやぎ型管理運営方式について伺います。

人口減少や節水型社会の進展、また管路の老朽化への対応など、水道事業が今後厳しさを増すことは明らかであります。今年三月、多くの公的機関を監査しているEY新日本有限責任監査法人は、人口減少時代の水道料金はどうなるのかとの研究結果を発表し、二〇四三年までに、全国一千二百三十二の末端給水事業者のうち九四％で水道料金が値上げされ、値上げ率は平均四三％増になるとの推計を示しました。本県でも、三十三の給水事業者のうち三十二が値上げの可能性があり、値上げ率で全国ワースト五十位に入る自治体も複数含まれております。一方、同法人では仮に都道府県単位で一水道事業に統合した場合の試算も行っていますが、本県ではその場合でも四二％の値上げが必要との結果が出ており、広域化や施設のダウンサイジングだけでは水道事業の課題解決には不十分であることが示唆されております。本県では、現在でも全国平均を上回る水道料金の高さが県民の家計に重くのしかかっています。その要因としては、県の用水供給事業の料金が全国の大規模水道用水供給事業管理者の中でもトップクラスに高く、受水市町村の水道事業を圧迫していることが挙げられます。市町村の負担をできる限り抑え、水道事業の持続可能性を高めるため、まず県の広域水道の改革を進めることは合理的であり、市町村からの期待も大きいと考えます。みやぎ型管理運営方式は、県の水道三事業について、県が引き続きしっかりと事業の責任を持ちながら、これまでも取り組んできた民間との連携を進化させることにより、コスト削減と基盤強化を目指すものであり、水道の民営化ではありません。みやぎ型は本県の水道の課題解決に向けて必要かつ効果的な取組であるとの考えの下、公明党県議団としておとし十二月の条例改正に賛成いたしました。ただ、この方式を担うパートナーとしてどんな企業が選ばれ、どのような提案がなされ、そして県とどのような契約を結ぶのが最も重要であり、公明党県議団としても重大な関心を持って選定手続を見守ってきたところであり、県は昨年三月に公募を開始し、三つの企業グループとの半年間にわたる競争的対話を経て、

今年三月、優先交渉権者として水処理国内最大手のメタウォーターを中心とするグループを選定しました。四月十三日には県と同グループによる基本協定が結ばれ、五月十九日にはSPCと呼ばれる特別目的会社、株式会社みずびマネジメントみやぎが設立されました。この選定手続に当たっては、有識者からなる県のPFI検討委員会による客観的かつ公平な審査が行われるとともに、選定から漏れた企業グループの提案概要書も含めて関係資料を公表するなど、透明性にも配慮がなされていると受け止めておりますが、まずは優先交渉権者としてメタウォーターグループを選んだ理由についてお示しください。

次に、事業の効果について伺います。

メタウォーターグループの提案によると、同グループが二十年間運営を担った場合の総事業費は、県事業費も含めて二千九百七十七億円であり、現行体制で行った場合の三千三百十四億円に比べて約三百三十七億円削減できるとされております。これは県が公募時に求めたコスト削減額の二百四十七億円を約九十億円上回っておりますが、この削減により将来水道料金の抑制にはどの程度の効果があるのか、管路更新に関する効果はどの程度かをお示しください。

また、仮に提案どおりのコスト削減ができなかった場合に、料金への影響はあるのかも確認いたします。

次に、事業開始後のモニタリング体制について伺います。

みやぎ型管理運営方式では事業の監視体制について、運営権者によるセルフモニタリング、県によるモニタリング、そして学識経験者や専門家から成る経営審査委員会によるモニタリングと、三段階でモニタリングを実施し、運営権者による適切かつ確実な事業運営を確保することとしています。また、県では毎年度事業の運営状況を県議会に報告することとしております。一方、メタウォーターグループの提案によると、SPCに加えて、維持管理業務を担う新地域水事業会社、いわゆる新OM会社を県内に設立するとされております。この新OM会社は現行体制で運転管理業務等を委託している民間企業と同じような業務を行う会社だと思えますが、新OM会社に対するモニタリングについてはどのように実施していくのか、伺います。

次に、県民への情報公開について伺います。

みやぎ型管理運営方式では、運営権者が県情報公開条例の趣旨に沿った情報公開取扱規程を定め、事業に関する情報公開を適時に行うものと規定しております。一方、情報公開をめぐる対応について開示請求者から再検討の要請があった場合、運営権者は親会社の法務部門を含む外部の専門家に判断の妥当性について確認を依頼することとなっております。しかし、第三者性が担保されるのかと疑問の声も上がっております。情報の非開示に対する不服申立ては運営権者だけでなく、県企業局でも対応することを明確にしてはどうかと思いますが、御所見を伺います。

この綱の最後に、業務の引継ぎについて伺います。

みやぎ型管理運営方式の導入により、これまで長らく運転管理業務を担ってきた民間企業が交代になりますが、水道事業は一日たりとも途絶えるようなことがあってはいけません。今後本契約の締結後に事業承継計画書が作成されると思いますが、円滑で確実な業務の引継ぎに向けてどの程度の期間が必要と見込んでいるのか、また県としてどのような支援を行っていくのか、お示しください。

最後に大綱四点目、自転車の安全利用の促進について伺います。

密を避けられる移動手段として通勤、通学などに自転車を利用する人が増えていきます。仙台市のある自転車販売店では、昨年の売上げが前年比二〇％増加したとのことです。こうした中、今年四月から宮城県自転車安全利用条例が施行されました。条例では自転車利用者に対し損害賠償保険加入を義務づけるとともに、県の責務として交通安全教育や啓発、ヘルメット着用の促進などを定めております。自転車人気の高まりがそのまま交通事故の増加という結果にならないよう、条例に掲げた施策を早急に具体化していくことが求められます。県警のまとめによると、昨年一年間の県内の自転車の交通事故は六百六十四件で、死者は四人、重軽傷者は六百六十五人でした。このうち年代別に見ると、十五歳から十九歳の割合が二四・四％と最も多く、学職別では高校生の割合が一九・六％と突出しています。自転車事故の死傷者六百六十九人のうちヘルメットを着用していたのは僅か三十六人で、着用率は五・四％と極めて低調です。重症以上の死傷者では、ヘルメット非着用の百二十人のうち二十八人、二三・三％がヘルメットの着用で負傷の程度を軽減できたと考えられています。このように自転車事故においては、高校生の事故が多い、ヘルメットの着用率が低いという特徴があります。これは本県だけ

ではなく全国的な傾向となっており、高校生を対象にした自転車の安全利用の促進策に力を入れる自治体が増えております。例えば愛媛県では二〇一五年に全国で初めて県立高校で自転車のヘルメット着用を義務化し、三万人の生徒にヘルメットを無償配布しました。この結果、同県では現在高校生のヘルメット着用率が九五%になっているのとことです。今年度から大分県でも県立高校でヘルメット着用を義務化しております。また、群馬県や鳥取県などは着用の推進役となる高校生をモニターとして任命する制度やモデル校制度を導入し、着用率の向上を図っております。本県では県政だよりやラジオでの広報のほか、チラシの配布などの普及啓発を図っているところとお聞きしておりますが、より実効性のある取組が必要ではないでしょうか。未来の宝である子供たちの命を守るために、県と教育委員会で県立高校でのヘルメット着用義務化も見据えて、着用率の向上対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。高校における自転車のヘルメット着用の促進対策及び着用の義務化について見解をお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 遠藤伸幸議員の一般質問にお答えいたします。

大綱四点ございました。

まず大綱一点目、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、ワクチン接種状況の受け止め及び接種完了時期の見通しと取組方針についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、医師会、医療機関等の協力に加え、県、仙台市、東北大学で設置した大規模接種センターの効果もあり、ワクチン接種の促進が図られております。医療従事者のうち、当初見込まれた約八万人の方々への二回目の接種が間もなく完了し、また、六十五歳以上の高齢者については、対象者の半数が一回目の接種を終え、七月末には二回目の接種完了が見込めますことから、ワクチン接種は順調に進んでいるものと認識しております。県といたしましては、国の方針を踏まえ、希望する全ての県民の接種が着

実に進むよう市町村の接種計画に合わせたワクチンの配分を行うなど、市町村と連携しながら、国が方針として示している今年十月から十一月にかけての終了を目指してまいります。

次に、大規模接種センターの実績と今後の対応についての御質問にお答えいたします。

ワクチン接種を加速化するため、高齢者接種の空き枠を活用して医療従事者等への接種を進めてまいりました。実績としては、昨日までに高齢者約三万四千人、医療従事者等約二万四千人の一回目接種を実施しております。今月二十八日からは専用ダイヤル等による予約をスタートさせ、地域、年齢等を問わず、広く県民の皆様の予約を受け付けることとしており、オール宮城で接種の加速化を進めてまいります。

次に、大規模接種センターの今後の運用方針についての御質問にお答えいたします。大規模接種センターにおいては、接種会場のレイアウトの見直しや接種ブースの増により、休日を含め一日の接種回数を今週から三千件に増強しております。また、現在は午後四時十五分で受付を終了としておりますが、日中働いておられる方々が利用しやすくなるよう夜間の接種についても、東北大学病院と協議を進めております。県といたしましては、多くの県民ができるだけ早く接種を終えていただけるよう引き続き接種体制の強化に努めてまいります。

次に、オリンピック期間中の感染拡大防止対策や人流抑制対策についての御質問にお答えいたします。

県では、先月十一日までのまん延防止等重点措置の解除後も大規模イベント等の開催が感染拡大の要因となり得るとの認識から、外出時の感染防止対策に係る県民への呼びかけや、イベントの参加人数制限などの対策を継続してまいりました。オリンピック期間中はサッカー競技が宮城スタジアムで行われますが、参加する選手及び関係者については組織委員会が主体となり、滞在時の行動制限や定期的なスクリーニング検査を実施するほか、観客に対する感染防止対策についても、専門家の意見を基に徹底されることになっております。県といたしましても、同時期に開催される様々なイベント等の事前相談に応じ、業種別ガイドラインの遵守や参加者の感染防止対策の徹底等を図るほか、来月十一日を期限としている参加人数の制限を延長し、オリンピック期間中も人流の抑

制等に努めるよう検討を進めております。また、プロスポーツチーム等と連携した県民に対する啓発活動やワクチン接種の加速化、みやぎ飲食店コロナ対策認証制度などのリバウンド防止対策を着実に推進し、安全安心な大会の開催に向けて鋭意努めてまいります。

次に大綱二点目、少子化対策と若者支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、我が県の少子化の状況に対する受け止めと今後の対策についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県の人口が本格的に減少局面を迎えることが想定される中、人口減少は今後の地域社会の衰退につながることから、県では結婚支援などの少子化対策を強化し、結婚・出産、子育ての切れ目ない支援の充実に取り組んでまいりました。今年度からスタートした新・宮城の将来ビジョンでは、子ども・子育て分野を政策推進の新たな柱と位置づけ、全庁を挙げた更なる取組の推進を図っているところであります。出生数が七年連続で減少するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、出生数に影響を及ぼす婚姻数が前年と比較して一割以上減少したことについては、私といたしましても極めて強い危機感を抱いており、結婚支援の強化は喫緊の課題であると認識しております。結婚を望む県民の希望がかなうよう、県では今年度、新たにAIマッチングシステムによる結婚支援を強化しており、市町村においては結婚新生活に対する経済的支援等に取り組んでおります。引き続き市町村とも連携・協力しながら、結婚支援や安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりを、私が先頭に立ってこれまで以上に強力に推進してまいりたいと思います。

次に、結婚応援パスポートの導入についての御質問にお答えいたします。

婚約中のカップルや新婚夫婦が、協賛店舗で割引サービスや特典を受けられる結婚応援パスポート事業の取組につきましては、地域全体で結婚を応援する機運の醸成につながるものと認識しております。県では同様の仕組みで、協賛店舗のサービスを受けられる子育て支援パスポート事業を実施しており、結婚応援パスポートと連動することによって、結婚から子育てまでの切れ目ない応援の機運醸成といった相乗効果が期待できるものと考えております。現在の子育て支援パスポート事業においては、協賛店舗の更なる増加、利用者がメリットを感じられるサービスの拡充、より使いやすいシステムへ

の改善といった課題があり、一層利用しやすい仕組みとなるよう検討しているところでもあります。

御提案の結婚応援パスポートにつきましては、子育て支援パスポート事業の拡充と合わせ、他県の取組手法、実績について情報収集を行いながら、我が県における事業の効果的な手法について、前向きに検討してまいります。

次に大綱三点目、みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、メタウォーターグループを選定した理由についてのお尋ねにお答えいたします。

優先交渉権者の選定に当たっては、PFI検討委員会による公平・公正で厳格な審査が行われ、事業の全体的な実施方針や実施体制、運転管理・保守管理など、全ての審査項目において、いずれも高い評価を得たメタウォーター株式会社を代表とする企業グループが選定されました。提案内容のうち、特に評価が高かったものは、本企業グループの構成企業が共同出資する浄水場等の運転管理やオペレーション、保守点検、メンテナンスを担う新たなOM会社を県内に設立する提案であり、安定的な事業運営と雇用創出の効果が大きいに期待されております。このほか、浄水処理において特に注意を要するカビ臭物質などの検査項目について、現行より厳しい目標値を設定して水質の向上を図る点や、最新のデジタル技術を導入し、上・工・下水の全事業を統合した運転監視システムの導入による効率的な運営なども高く評価されております。県といたしましては、今後、優先交渉権者と綿密に連携を図りながら、安全・安心かつ安定的な事業運営の実現に向けて鋭意取り組んでまいりる所存でございます。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

〔公営企業管理者 櫻井雅之君登壇〕

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大綱三点目、みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、水道料金や管路更新に関する効果及びコスト削減ができなかった場合の影響についてのお尋ねにお答えいたします。

優先交渉権者からは、県が現行体制で事業を継続した場合の総事業費三千三百十四億円に対して、三百三十七億円のコスト削減が提案されております。このことにより、将来の管路更新に備えた財務基盤の強化や、人口減少に伴い上昇する料金抑制に大きな

効果があるものと考えており、これらの効果の活用については、事業ごとの経営状況を見定め、今後、関係市町村等とも十分に協議しながら、最も有効な活用方法を検討していくこととしております。なお、運営権者が収受する今後の水道料金については、現在見通している供給水量と物価による変動などに限定される制度となっていることから、運営権者側の理由による料金への影響はありません。

次に、新OM会社に対するモニタリングについての御質問にお答えいたします。

新たに設立されたOM会社の業務は、水質管理や運転管理・保守点検等であるため、業務の運営状況や結果については、SPCを通じて県が報告を受け、モニタリングを行うこととなります。更にOM会社はSPCと連携して事業の中心的な業務を担う重要な会社となることから、経営状況についてもSPCと同等に財務諸表や財務指標について、県が報告を受け、継続して監視できる仕組みとしたところであります。

次に、情報非開示に対する再検討要請に係る第三者性の担保と県としての対応についての御質問にお答えいたします。

SPCの情報公開取扱規程においては、開示内容に対しての不服の申立てがあった場合には、外部の専門家に不開示判断の妥当性について確認を依頼することとしております。妥当性の判断は、親会社の法務部門や顧問弁護士が行うこととしており、再検討の結果については、判断を行った者を明示するなど、客観性を担保した対応がなされるものと考えております。また、不開示に対する不服申立てといった事案が発生し、県が相談を受けた場合には、事案によっては運営権者の業務を調査・審議いただく法務などの有識者で構成する経営審査委員会からも参考意見を頂くなど、適切に対応することとしております。なお、県に対して同様の開示請求がなされた場合には、県の情報公開条例に基づき、県民の知る権利を尊重し、県の保有する情報の公開に努めてまいります。

次に、事業開始に向けた引継ぎ期間と県の支援についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の対象事業は代替性のない社会資本であることから、事業の継続性を確保するため、円滑な事業引継ぎが極めて重要であると認識しており、現在の委託者等には運営権者に対する引継ぎ義務を課しております。具体的な引継ぎの期間につきましても半年程度を見込んでおり、県といたしましては今定例会へ提案している事

業実施に関連する議案の議決をいただけたならば、運営権者や委託業者等とともに円滑で確実な引継ぎに努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 企画部長志賀真幸君。

〔企画部長 志賀真幸君登壇〕

○企画部長（志賀真幸君） 大綱四点目、自転車の安全利用の促進についての御質問にお答えいたします。

県では、今年四月の自転車安全利用条例の施行に向けて、県政だよりや新聞、ラジオなど様々なメディアを活用した広報のほか、各市町村、教育機関、県警察、関係団体等を通じた啓発チラシの配布などを実施してまいりました。こうした中で、ヘルメットの着用については、その必要性に対する自転車利用者の理解が特に重要であることから、ヘルメット着用の特化したチラシを作成し、学校等の駐輪場への掲示を依頼するなど、重点を置いて対応してまいりました。今後とも、ヘルメット着用の普及状況を注視しつつ、高等学校をはじめ各方面に周知を呼びかけるなど、関係機関と十分に連携を図りながら着用率の向上に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問のうち、後遺症についてのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症についてはその病態に不明な点が多く、感染した患者の不安の一因となっているものと認識しております。今月公表された国の実態調査の中間報告では、疲労感・倦怠感、息苦しさ、筋力低下、睡眠障害、思考力・集中力の低下など様々な症状が報告されております。我が県においては、後遺症に苦しむ方から保健所等に相談が寄せられた場合には、症状等を丁寧に聞き取り、必要に応じてかかりつけ医の受診を案内するなど、適切な医療提供につなげているところです。後遺症については今後更に情報収集に努めるとともにホームページ等を活用し、その症状や影響などについて広く普及啓発を行っていくほか、引き続き保健所等において相談者に対し、

適切な医療機関での受診を勧めるなどの対応を行ってまいります。

次に、救急安心センター事業の二十四時間体制化についての御質問にお答えいたします。

救急安心センター事業、いわゆる救急電話相談事業は、医療機関の休診時間帯の急な病気やけがに際し、県民の方に今すぐ受診すべきかどうかを適切に助言する趣旨で実施しております。このため、医療機関での通常対応が可能な時間帯はかかりつけ医に相談ができることなどから相談ニーズが少ないものと認識しており、医療機関が閉じた後の準夜帯を中心に相談体制を敷いております。また、昨年十一月からは相談が特に多い時間帯、例えば平日であれば午後七時から午後十時までの間について、電話回線を三回線に増やして体制を強化したところです。時間帯の拡充を含めた事業の在り方については、救急医療協議会等の場での御意見等を基に検討してまいります。

次に、大綱二点目、少子化対策と若者支援についての御質問のうち、県主導による結婚新生活支援の国庫補助事業の実施についてのお尋ねにお答えいたします。

今年度から新設された都道府県主導型の結婚新生活支援事業は、受給者に家事育児参加促進講座の受講を義務づけるなどの要件が課されているものの、二十九歳以下であれば補助上限額がこれまでの倍の六十万円になるほか、県による事業の拡大に向けた計画策定や市町村連携のための協議会の設置など、県が主導してこの取組を活用できれば、結婚支援の更なる充実が図られるものと認識しております。一方で、従来の枠組みによる補助上限額が三十万円である結婚新生活支援事業は、今年度五市町の実施にとどまっていることから、県としましては市町村の意向を踏まえながら都道府県主導型事業の実施に向けた課題整理と検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱二点目、少子化対策と若者支援についての御質問のうち、奨学金返還支援制度導入に係る市町村や企業への働きかけについてのお尋ねにお答えいたします。

国では、地方創生の観点から地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援を推

進し、地方への人の流れを生み出すため、昨年六月に奨学金返還支援制度について大幅に拡充したところです。具体的には、市町村が事業を行う場合、従来要件としていた基金の設置を不要とするとともに、特別交付税措置の対象経費の範囲を、全負担額の十分の五から市町村負担額の十分の十に拡充するなどの改善が行われております。また、企業が返還支援対象者に代わって直接返還した場合、対象者の返還部分に係る所得税が非課税になるとともに、企業の法人税についても給与として損金算入できる代理返還制度が新たに導入されました。県といたしましても国の制度改正等の周知を行いながら、市町村や企業に対し奨学金返還支援制度の導入を積極的に働きかけるとともに、県内企業の認知度向上や学生とのマッチング支援、UIJターンの促進など地域産業の担い手確保と若者の定着に向け、しっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱一点目、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問のうち、児童生徒のワクチン接種についてのお尋ねにお答えいたします。

国では、学校での集団接種について、保護者への説明機会が乏しくなること、同調圧力を生みがちであること、接種後の体調不良へのきめ細かな対応が難しいことなどから推奨せず、個別接種の体制確保が困難であるなど地域の事情により、集団接種が必要となる市町村においては、適切な対策を講じる場合に限って実施できる旨を示しております。児童生徒を対象とした集団接種を実施するかどうかは、地域の事情に応じて市町村が判断することになりますが、県立高校を会場として高校生の集団接種を具体的に検討する市町村があった場合には、学校の状況も確認した上で、可能な協力をしてまいります。また、ワクチン接種が周囲の圧力によって事実上の強制になることや、接種しないことでのいじめを受けることはあってはならず、県教育委員会としては集団接種が実施される場合においても、接種の任意性が確保できるように配慮について働きかけるとともに、新型コロナウイルス感染症やワクチンに対する正しい理解の促進と差別や偏見の防止に学校とともに取り組んでまいります。

次に、大綱四点目、自転車の安全利用の促進についての御質問にお答えいたします。

高校における自転車乗車時のヘルメット着用については、教職員に対する学校安全教育指導者研修会等での周知や、各学校で実施している交通安全教室等を通じた働きかけを行っているほか、保護者に対してもヘルメット着用の協力を促してまいりました。また、こうした取組に加え、県警察本部と主催する今年度のみやぎ高校生サイクルサミットにおいては、高校生同士がヘルメットの着用を含めた安全な自転車利用について議論し、意識を高めていく予定としております。県教育委員会といたしましては、自転車利用時の事故被害を軽減するため、生徒などに積極的なヘルメット着用を促していく必要があると考えており、引き続き企画部や県警察本部など関係機関と連携を図るとともに、学校や保護者の意見も踏まえながら着用率を上げるための様々な方策について更なる検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 十四番遠藤伸幸君。

○十四番（遠藤伸幸君） 御答弁、大変にありがとうございます。様々、前向きな答弁を頂きまして感謝申し上げます。

まずコロナワクチンの大規模接種センターについてでございますけれども、開設時間の夜間延長も具体的に検討していただいているということ、ありがとうございます。ファイザー製ワクチンの供給が今後減少するという話も聞いておりまして、県として大規模接種センターの接種能力をできるだけ拡充していくことが必要であり、市町村を支えることになると思います。具体的に一般予約が六月二十八日から始まって七月七日から接種が始まるということですが、なるべく早く夜間の拡大をしていただければと思います。どれぐらいまで延ばすのか。自衛隊の大規模接種センターは夜九時まで開設しておりますけれども、本県ではどれぐらいを想定しているのかお伺いします。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 具体的に今東北大学と打合せをしておりますが、私どもから何時ぐらいまでお願いしたいということをお話しておりますが、まだ東北大学内で協議をしていて、オーソライズされていないということでございます。ここで私が時間を申し上げると東北大学に迷惑をおかけすることになりますので、その時間については少しお待ちいただきたいと思えます。できるだけ夜まで働いてる方、また夜、町なかに来て

働く方がおられますので、そういった方に、接種をしてから仕事に行く、あるいは仕事が終わってから接種していただけるような時間まで開設できればと思って、今調整中と
いうことであります。もう少しお時間を頂ければと思います。

○議長（石川光次郎君） 十四番遠藤伸幸君。

○十四番（遠藤伸幸君） 積極的な対応に感謝したいと思います。

それから、少子化対策については大変危機感を持つていらつしやるということで、結婚応援パスポート事業を前向きに検討するという大変すばらしい答弁を頂きまして、本当にありがとうございます。あわせて、結婚新生活支援事業についても、都道府県主導型のコースに来年度手を挙げるという方向で検討すると、大変前向きな答弁を頂いたと受け止めたのですが、もう一度確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 議員からお話がありました県主導型の結婚新生活支援事業ですが、先ほど答弁申しましたように、既に個別で取り組んでいる市町があります。県としますことに加えて、広域的な連携について取り組んでいる市町などあります。県としても、よく各市町村のニーズ、今後の方向性などを踏まえながら、県主導型の結婚支援事業に踏み込めるかどうかよく検討してまいりたいと考えております。

○議長（石川光次郎君） 十四番遠藤伸幸君。

○十四番（遠藤伸幸君） 大変期待の高い事業でございますので、ぜひ踏み込んで検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから#七一九につきましては、昨年度までは県と仙台市で折半して、県では単費で実施してきたと。今年度からは、半額特別交付税措置がなされているということでございますので、ぜひその浮いた財源を使って二十四時間化を早期に実現していただきたいと思えます。もともと#七一九は基本的に三百六十五日、二十四時間体制だと。本県の場合は、財源の制約もあるので、スマールスタートと受け止めております。国の補助制度ができたということですので、ぜひ二十四時間化を目指していただきたいと思えますし、また平日の日中の時間帯はちよつとそのニーズが少ないのではないかと。いうことであれば、若干その回線を少なくするなどしてもいいのではないかと思いますし、また、やはりかかりつけ医がいる人であっても病院に行くかどうか迷った、救急車

を呼ぶかどうか迷ったときに、気軽に病院に電話して相談できるかということなかなかそれはハードルが高いのではないかと思いますので、ぜひ二十四時間化を検討していただきたいと思いますが、改めて伺いたいと思います。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 先ほど申しましたように、まずはニーズの高い時間帯を対象として、この事業をスタートしているところであります。実際にこの事業をスタートしたところ、軽症者の方の救急車の利用の抑制等の効果は出ていると思っております。時間帯の拡充等については、救急の現場あるいは医療の現場の意見そして仙台市の意見もよく踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（石川光次郎君） 十四番遠藤伸幸君。

○十四番（遠藤伸幸君） ぜひよろしくお願いします。

次に奨学金の返還支援についてですが、先ほど御答弁でも、市町村に対する補助制度が大幅に拡充されたという認識だということを確認しましたが、残念ながら市町村で取り組んでいるところが少ないということでございます。県としても積極的な活用を促していただきたいということで、積極的に取り組むという御答弁だったので安心したのですが、県としても呼びかけるだけではなく、そういった奨学金返還支援制度を導入した企業に対して補助するなど、一歩後押しするような制度を検討はされないのか、伺いたいと思います。

○議長（石川光次郎君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

○経済商工観光部長（千葉隆政君） この企業向けの直接返還制度が今回新たに導入されたというところがございますので、まず、これは企業の人材確保ということで非常に有効な手段になり得るかと思えます。ただ、この情報がいかに企業に周知されているのかというところがあるかと思えますので、当面まずこの周知をしっかりとやっていきたいと思っております。それから、各都道府県によりまして様々な支援を行っておりますが、いろいろその政策目的を絞ってやっているところが多いところがございますので、その辺も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（石川光次郎君） 十四番遠藤伸幸君。

○十四番（遠藤伸幸君） まずは周知にしっかりと力を入れていくということですので、

期待をしたいと思えます。この奨学金返還支援につきましても、非常に若者の関心が高く、ぜひ宮城県でもこの支援が当たり前に受けられるようにしてほしいというお話も多く頂いておりますので、ぜひ取組をよろしくお願いいたします。

それから、自転車の安全ヘルメット着用促進につきましては、ぜひ実効性を高めるために着用の義務化という事に向けて、よく取り組んでいただきたいと思います。ヘルメットのモニター制度などをしていいる県もありますので、そういった具体的な対策を取るつもりはないのか、最後にお聞かせいただければと思います。

○議長（石川光次郎君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 着用率を上げていくことは本当に大事なことだと思います。様々な方策を検討していくということをお答えいたしました。それは義務化も含めて、考えていかなければならないと思っております。義務化と申しましても、県の方針の下、各学校で校則などに入れて指導していくことになるかと思いますが、そのためにはやはり高校生本人、それから保護者の方々が、命を守るためにはヘルメットをかぶることが大事だということを理解して意識を高めていただくというのがとても大事なことだと思いますので、他県の事例などもよく参考にしながら検討してまいります。

○議長（石川光次郎君） 十四番遠藤伸幸君。

○十四番（遠藤伸幸君） 大変ありがとうございました。